

自転車ルール・標識 問題（解答）



◆ 自転車問題 ◆

次の文章で、正しいと思うものには○、間違っていると思うものには×を、口の中に記入してください。

- 1 自転車で広い道路を走る場合は、並んで走行してもかまいません。

×

道路交通法 第19条

自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

- 2 風や雨の強い日は、自転車を押して通行します。

○

風や雨の強いときは、安全のために自転車を押して歩きましょう。また、路面が凍っているときも、自転車を押して歩くようにしましょう。

- 3 自転車で踏切を渡るときは、自転車に乗ったままで、スピードを上げて早く渡ります。

×

道路交通法 第33条第1項・第2項

自転車など車両は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前で停止し、安全確認をした後でなければ進行してはならない。また、踏切のしゃ断機や警報機が作動している間は、その踏切に入ってはならない。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

- 4 交差点の手前で車が渋滞しているときは、車の間を違って前にも出てもかまいません。

×

交差点や踏切の手前などで停止している車や、ゆっくり進んでいる車があるときは、その車の前に割り込んだり、車の間を違って前にも出たりしてはいけません。

- 5 道路を横断するとき、近くに自転車横断帯や横断歩道がない場合には、どこから横断してもかまいません。

×

近くに自転車横断帯や横断歩道がない場合には、左右の見通しのきく場所を選んで、左右の安全をよく確認のうえ、車のとぎれたときにわたりましょう。

- 6 自転車の大人の二人乗りは禁止されていますが、中学生は二人乗りをしてもかまいません。

×

道路交通法第57条第2項

自転車の二人乗りは禁止されています。ただし、16歳以上の者が、6歳未満の幼児一人もしくは二人を幼児用座席(二人であれば幼児二人同乗用自転車の幼児座席)に乗せて運転する場合は認められています。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

- 7 雨の日は、傘をさして自転車に乗ってもかまいません。

×

愛媛県道路交通規則第12条第8号

交通ひんぱんな道路において、かさをさして自転車を運転してはならない。

【罰則】 5万円以下の罰金

- 8 携帯電話を手で持ち、通話や操作をしながら自転車を運転してはいけません。

○

道路交通法 第71条第6号 愛媛県道路交通規則第12条第7号

携帯電話を手で持ち、通話や操作をしたり、画像表示画面の画像を注視して自転車を運転してはならない。

【罰則】 5万円以下の罰金

- 9 自転車のブレーキは、前輪がよくきけば、後輪はあまりきかなくても大丈夫です。

×

道路交通法 第63条の9第1項

自転車の運転者は、交通の危険を生じさせるおそれのある自転車を運転してはならない。

【罰則】 5万円以下の罰金

- 10 自転車が通行してもかまわない歩道では、車道から最も遠い部分を通行しなければいけません。

×

道路交通法 第63条の4第2項

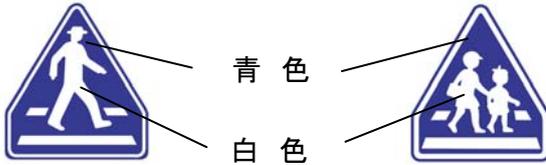
道路標示により自転車が通行すべき部分として指定された部分(普通自転車通行指定部分)がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければならない。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

◆ 標識・表示問題 ◆

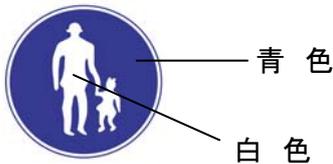
次の文章を読んで、正しいと思うものには○を、間違っていると思うものには×を、□の中に記入しましょう。また、7番と9番は、アイウの中から正しいと思うものを□の中に記入しましょう。

- 1 この2つの標識は「横断歩道である」という意味です。



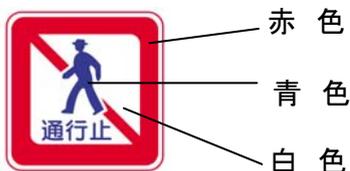
「横断歩道」の標識です。歩行者の横断のための場所を示しています。横断歩道を横断するときでも、左右の安全を確認してから横断しましょう。

- 2 この標識は「この道は子どもを連れた大人が通る道」という意味です。



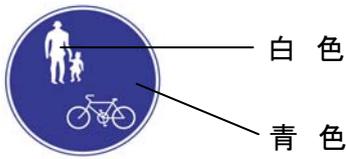
「歩行者専用」の標識です。歩行者の通行のためだけに設けられた道路を表しています。歩行者の通行の安全と円滑を図るために、自転車を含む車両の通行は禁止されています。

- 3 この標識は「車は通ってはいけないが、歩行者は通ってもかまわない」という意味です。



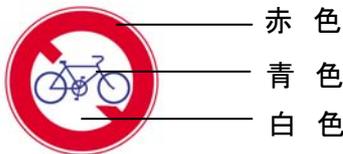
「歩行者通行止め」の標識です。歩行者の通行は禁止されています。

4 この標識のある歩道では自転車に乗って走ってもかまいません。



「自転車及び歩行者専用」の標識です。自転車と歩行者だけ通行できます。この標識のある歩道を通行する場合は、自転車は歩道の車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止をしなければなりません。

5 この標識は「自転車をここへ止めてはいけない」という意味です。



「自転車通行止め」の標識です。自転車の通行は禁止されています。

6 自転車に乗って自転車横断帯(図の標識・表示)があるところを横断するときは、表示された部分を通らなければなりません。



「自転車横断帯」の標識・表示です。自転車が横断するための場所を示しています。自転車は自転車横断帯が近くにある時は必ず自転車横断帯を通ります。自転車横断帯がない所でも、近くに横断歩道があるときは、自転車を押してその横断歩道を渡りましょう。

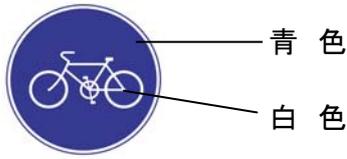
7 自転車で走っていたら、図の標識がありました。どのように通るのが正しいか選びましょう。



- ア 自転車には関係のない標識なので、そのまま通ります。
- イ 停止線の直前で止まり、左右の安全を確かめてから通ります。
- ウ 自転車には関係のない標識ですが、速度を落として通ります。

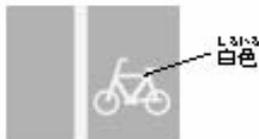
「一時停止」の標識です。この標識がある所では、軽車両の間である自転車も必ず一時停止をして、左右の安全を確かめてから通行しなければなりません。

8 この標識は「自転車専用」の道路であることを表していますが、歩行者も通行できます。



「自転車専用」の標識です。自転車だけ通行できます。自転車以外の車両及び歩行者の通行は禁止されています。

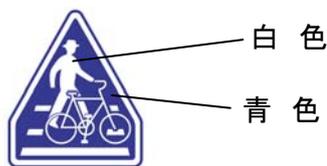
9 自転車が通行してもかまわない歩道で、自転車の歩道通行部分(図の標示)がある所を自転車で通行するときは、どのようにするのが正しいか選びましょう。



- ア 自転車専用部分なので、普通のスピードで走ります
- イ 歩行者がいない時は、状況に応じて安全な速度と方法で進行できる。
- ウ 歩行者がいる場合には、警音器(ベルやブザー)を鳴らして、歩行者に進路を譲ってもらって通行します。

「自転車の歩道通行部分」の表示です。この表示がある歩道を通行する場合は、その部分を徐行して通行しなければなりません。道路標示による指示がない場合歩道の車道寄りの部分を徐行して通行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止をしなければなりません。

10 この標識は「自転車から降りて押して歩いている人のための道路」という意味です。



「横断歩道・自転車横断帯」の標識です。横断歩道と自転車横断帯が近接している場所に設置されています。自転車に乗ったまま横断する場合は自転車横断帯を通行し、横断歩道を通行する場合は自転車から降りて押して渡ります。